

静岡県告示第 572 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定による質量計の定期検査を次のとおり実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 3 年 6 月 22 日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 定期検査日程

検査区域 森町

| 検査期日 | 検査時間 | 検査場所 | 所在地 |
|----------|---------------|----------|-----------|
| 7月26日(月) | 午前11時～午後2時30分 | 三倉総合センター | 森町三倉826-2 |
| 7月27日(火) | 午前10時30分～午後3時 | 森町役場 | 森町森2101-1 |
| 7月28日(水) | 午前10時30分～午後3時 | | |
| 7月29日(木) | 午前10時30分～午後3時 | | |

検査区域 袋井市

| 検査期日 | 検査時間 | 検査場所 | 所在地 |
|----------|---------------|---------------|-------------|
| 8月19日(木) | 午前10時30分～午後3時 | 袋井市役所浅羽支所 | 袋井市浅名1028 |
| 8月20日(金) | 午前10時30分～午後3時 | | |
| 8月23日(月) | 午前10時30分～午後3時 | | |
| 8月24日(火) | 午前10時30分～午後3時 | | |
| 8月25日(水) | 午前10時30分～午後3時 | 三川コミュニティセンター | 袋井市友永147 |
| 8月26日(木) | 午前10時30分～午後3時 | 今井コミュニティセンター | 袋井市太田687 |
| 8月27日(金) | 午前10時30分～午後3時 | 山名コミュニティセンター | 袋井市上山梨4-3-1 |
| 8月30日(月) | 午前10時～午後3時 | 袋井市役所 | 袋井市新屋1丁目1-1 |
| 8月31日(火) | 午前10時～午後3時 | 袋井北コミュニティセンター | 袋井市久能1330-2 |
| 9月1日(水) | 午前10時～正午 | 袋井西コミュニティセンター | 袋井市川井582 |
| | 午後1時～午後3時 | 袋井南コミュニティセンター | 袋井市高尾754-1 |
| 9月2日(木) | 午前10時～午後3時 | 袋井市役所 | 袋井市新屋1丁目1-1 |

特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定による計量器の所在の場所で行う定期検査は、令和 3 年 8 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの間に実施する。

2 定期検査対象特定計量器

質量計（計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 2 条第 2 号のうち自重計及び自動はかりを除いたもの）で取引又は証明に使用するもの

3 定期検査実施機関

静岡県指定定期検査機関 一般社団法人静岡県計量協会